

平成 30 年 10 月 30 日
序 議 資 料

上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額算定誤りについて

都内自治体において、平成 17 年度から平成 30 年度までの「特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得」（以下、「上場株式等に係る配当所得等」という。）に係る住民税の税額の算定に誤りがあったことが判明したことから、調査を行った結果、同様の税額算定誤りが発生していることが判明いたしました。

【内容及び原因について】

住民税の税額は、原則として、確定申告書が提出されれば、確定申告書の内容に基づいて算定されますが、平成 15 年の地方税法関係規定の改正により、平成 17 年度以降、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が、住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入できないこととされました。

しかし、算定に誤りのあった事例では、確定申告書が提出された場合には、その内容に従い住民税を算定すると誤って解釈し、住民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合でも、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入したものです。

【対象者等】

1. 対象者

住民税の納税通知書の送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方

2. 対象人数及び対象税額

調査中

3. 住民税以外への影響

調査中

※各所得を算定根拠としている他の行政サービスについても見直しが必要となる可能性があります。

（例）国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料 等

【今後の対応】

税額に誤りがあった方には、別途お知らせした上で丁寧に対応してまいります。